ホ　第一種廃棄物埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ　第一種廃棄物埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト　への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ　第一種廃棄物埋設施設の施設管理に関する記録に関すること。

五　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ　施設管理方針及び施設管理目標にあっては、一定期間

ロ　施設管理実施計画にあっては、前号イに規定する期間

六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七　第一種廃棄物埋設施設の操作を相当期間停止する場合その他第一種廃棄物埋設施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該第一種廃棄物埋設施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

第五十七条　削除

（第一種廃棄物埋設施設の施設定期自主検査）

第五十七条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一　令第三十五条第一号に規定する特定第一種廃棄物埋設施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二　警報装置、非常用電源装置その他の非常用装置については、当該装置の各部分ごとの作動のための性能検査を一月ごとに、当該装置全体の作動のための総合検査を一年ごとに行うこと。

三　第一種廃棄物埋設施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、較正を一年ごとに行うこと。

2　法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた第一種廃棄物埋設事業者は、当該認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第一種廃棄物埋設施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行われなければならない。

3　前項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた第一種廃棄物埋設事業者について準用する。